

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋スチームドレンサンプ(B)ポンプ(D)出口逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
2	3号機	原子炉建屋付属棟スチームドレンサンプ(B)ポンプ(D)出口逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	3号機	非常用ディーゼル発電設備(A)室スチームドレン配管の通水確認において、詰まりが認められたため、当該ドレン配管を点検清掃。	G	
4	3.4号廃棄物処理設備	雑固体焼却設備ドラム昇降機用電動機点検時、軸受ケース(負荷側、反負荷側)の内径寸法に管理値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	G	
5	3.4号廃棄物処理設備	雑固体焼却設備ドラム昇降機シャッター用電動機点検時、軸受ケース(負荷側)の内径寸法に管理値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	G	
6	3.4号廃棄物処理設備	雑固体焼却設備雑固体供給機用電動機点検時、軸受ケース(反負荷側)の内径寸法に管理値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	G	
7	その他	埋設配管の劣化状況調査において、雑用水の埋設配管(ろ過水)の点検時、配管下部に腐食による漏えい(2箇所)が認められたため、当該配管を補修並びに取替計画を検討。	G	